

長井市農業委員会障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

機関名	長井市農業委員会
任命権者	長井市農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）
【各行政委員会】における障害者雇用に関する課題	長井市農業委員会は、職員総数が6人程度の小規模な機関であり、障害者雇用に関する職員の募集・採用については、一括して市長部局で行っている。 障害を持った常勤・非常勤の一般職の異動等による配置がなされる場合も想定されるため、適宜、市長部局と連携して対応する。
目標	
1、採用に関する目標	市長部局と連携を図りながら、法定雇用率の達成を目指す。
2、定着に関する目標	なし
取組内容	
1、障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員については、市長部局の選任に同じ。
2、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	現在、障害者を持つ職員の配置は無し。今後、障害を持つ職員が配置された場合は、障害の程度及び特性を踏まえ職務を選定する。
3、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	職務環境としては、令和3年から新庁舎に移転しており、庁舎内通路幅が最も狭いところで1.2m以上、フロア内における段差無し、各フロアに多目的トイレが設置される等、障害を持った職員が安心して働ける職場環境となっている。 障害を持った職員の状態によっては、定期的な通院を要する場合等があるため、時間単位の年次有給休暇や私傷病休暇等を利用できる旨を周知し、適宜取得できるよう配慮する。 働き方については、障害を持つ職員本人の希望も勘案し、勤務日数及び勤務時間を短縮する等、障害の状態や本人の希望を考慮し柔軟に対応する。 キャリア形成については、本人の希望により、実務研修、その他スキルアップ研修等の受講環境を整える。 その他の人事管理としては、障害を持つ職員が所属する部署の所属長は、当該職員の状況を随時把握し、体調等への配慮を行う。 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用により、就労支援機関と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。